

一般競争入札仕様書等に関する回答書

7環共第2882号

令和8年3月17日

福島県知事 内堀 雅雄

案件名	令和8年度地下水調査業務委託
契約元課名	福島県生活環境部水・大気環境課
公告日	令和8年3月10日

質問事項	<p>報告について</p> <ul style="list-style-type: none">・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・1,2-ジクロロエチレン・PFOS及びPFOA <p>上記項目は合算前の個別報告が必要でしょうか。</p> <p>総水銀・アルキル水銀について</p> <p>別表1には注釈がありますが、別紙2以降はありません。 対応は別表1と同様でよろしいでしょうか。</p> <p>基準について</p> <p>公共用水同様でよいのか、地下水の水質汚濁に係る基準なのか。</p> <p>仕様書4(6)イについて</p> <p>「測定値は、水・大気環境課が指定するエクセル様式に入力し、採水日ごとの分析結果が確定次第、水・大気環境課と管轄振興局に電子ファイルにより速報値を報告する。」とあるが、これは異常値のことでしょうか。</p>
回答	<p>(1) 報告について</p> <p>御提示のあった項目については、エクセル様式（仕様書4(6)イ）には“合算前”と“合算後”の両方を記載し、計量証明書（仕様書4(6)ウ）には少なくとも“合算後”の数値を記載してください。</p> <p>(2) 総水銀・アルキル水銀について</p> <p>別表1に記載した注釈（注1～3）は別表2～5にも適用されます。</p>

回 答	<p>(3) 基準について</p> <p>仕様書中の「環境基準」とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）」における環境基準を指しております。</p> <p>なお、仕様書中の「指針値」は、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（令和7年6月30日付け環水大管発第2506309号）」の指針値を指しております。</p> <p>(4) 仕様書4(6)イについて</p> <p>御質問の報告は、異常値に限らず全ての分析結果について報告を行ってください。仕様書4(6)イの表中で示す「速やかに報告する事象」が確認された場合は、その事象を確認次第、報告を行ってください。</p>
備 考	